

成年後見制度(8061)追補

項 目 【ページ数】	詳 細 内 容
【P. 1】(1) 成年後見制度に続けて	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 4 月 15 日公布、瀬平成 28 年 5 月 13 日施行）</p> <p>この利用促進法では 1 条で目的を定め、3 条で基本理念を定める。基本理念としては、①成年後見制度の理念の尊重、②地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、③成年後見制度の利用に関する体制の整備を規定し、その基本理念の下で、11 の基本方針が定められている（11 条）。</p> <p>また基本理念に基づき、国・地方公共団体の責務が定められている（4 条・5 条）。さらに政府は、基本方針に基づく施策を実施するための法制上または財政上の措置等を講ずるものとされている（9 条）。</p> <p>政府は、施策の実施状況を公表しなければならない（10 条）。政府は、成年後見制度利用促進基本計画を定めなければならない（12 条 1 項）。</p> <p>さらに内閣府に特別の機関として、内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利用促進会議を置く（13 条）。</p> <p>最後に地方公共団体の取組みが努力義務として規定されている（23 条・24 条）。</p>
【P. 12】⑨「民法 602 条に定められている期間を超える賃貸借をすること」に続けて	<p>民法第 13 条 1 項に第 10 号を新設し、被保佐人が民法第 13 条第 1 項の行為を制限行為能力者の法定代理人としてする場合は、当該被保佐人はその保佐人の同意を得る必要があるとする規定を置いた。これは例えば、未成年者 X の親権者 Y が被保佐人であった場合、Y が X の親権者として保佐人の同意なくした代理行為は、それが民法 13 条 1 項 1 号から 9 号に規定される行為であるならば、取り消すことができることとなる。</p> <p>民法債権法改正に伴う平成 28 年改正事項の一つ（施行は平成 32 年 4 月 1 日）である。</p>
【P. 23】一番下に追加	<p>（後見制度支援信託制度の意義）</p> <p>後見人により財産が横領されると、本人が被害を受けるだけでなく、成年後見制度自体の信用がなくなってしまう。そこで、この問題を解決するために、最高裁判所が中心となって、日本司法書士会連合会等の関係機関と協議を重ねた結果、平成 24 年から後見制度支援信託という制度が開始されている。</p> <p>（制度の概要）</p> <p>後見制度支援信託は、本人の財産のうち、本人が日常生活で使用する分（日常的な支払いをするのに必要十分な金銭）を預貯金等として後見人が管理し、それを除いた金銭を、信託銀行等に信託して後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度である。信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所の発行する指示書が必要になり、後見人が勝手に払い戻しや解約をすることができなくなる。</p> <p>信託財産は元本が保証され、預金保険制度の保護対象になる。信託することができる財産は金銭に限られ、不動産等を信託することはできない。また、信託銀行のほとんどが最低 1,000 万円からの利用を前提にし</p>

成年後見制度(8061) 追補

	<p>ていて、実際には本人に 1,000 万円以上の預貯金がある場合が対象となる。</p>
<p>【P. 25】成年後見人の業務③に続けて</p>	<p>成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 28 年 4 月 13 日公布、平成 28 年 10 月 13 日施行）従来、成年後見人の権限が明確でなかった点を改めたものである。</p> <p>1. 成年後見人による郵便物等の管理（民法 860 条の 2・860 条の 3） 家庭裁判所は、必要があると認めるときは成年被後見人宛の郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を信書の送達事業者に対して囑託することができ（郵便物の転送）、また成年後見人は必要があるときは、郵便物等を開封することができる。 なお郵便転送の期間は、6 ヶ月を超えることはできない（民法 860 条の 2 第 2 項）。</p> <p>2. 成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限（民法 873 条の 2） 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、相続財産に属する債務の弁済、死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができる。</p>
<p>【P. 37～P. 58】の巻末資料をリンク先の資料に差し替え</p>	<p>● 巻末資料(東京家庭裁判所より引用)</p> <p>https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/kouken/1102R0410.pdf</p>